

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による
地方公務員災害補償法の一部改正について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 73 号。以下「改正給与法」という。）が本日公布され、同法附則第 5 条第 4 号により地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「地公災法」という。）の一部改正が行われました。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

なお、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。

記

1 改正の内容

改正給与法により国家公務員において「在宅勤務等手当」が創設されることに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により地方公務員においても同手当が創設されることを受け、補償の支給額の算定の基礎となる平均給与額に算入すべき給与の範囲を定める地公災法第 2 条第 5 項に「在宅勤務等手当」を追加する改正を行う。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公 印 省 略)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による
地方公務員災害補償法の一部改正について (通知)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 73 号。以下「改正給与法」という。)が本日公布され、同法附則第 5 条第 4 号により地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号。以下「地公災法」という。)の一部改正が行われました。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正の内容

改正給与法により国家公務員において「在宅勤務等手当」が創設されることに伴い、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の一部改正により地方公務員においても同手当が創設されることを受け、補償の支給額の算定の基礎となる平均給与額に算入すべき給与の範囲を定める地公災法第 2 条第 5 項に「在宅勤務等手当」を追加する改正を行う。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560 (直通)